



税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期
国民健康保険税／第8期
後期高齢者医療保険料／第8期
保育料／2月分
納期限／3月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

令和2年分の所得から給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除等に変更があります。

令和2年分の所得に対する主な変更は次のとおりです。

- ①給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、控除の上限が適用される収入金額および控除額も引き下げられます。
- ※家内労働(シルバー等)の必要経費も10万円引き下げられます。
- ②公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、さらに公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が一定以上ある方は、公的年金等控除額が段階的に10万ずつ引き下げられます。

給与所得控除額一覧表

変更前		変更後	
給与収入金額	給与所得控除額	給与収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)	162.5万円以下	55万円
180万円超360万円以下	収入金額×30% +18万円	162.5万円超180万円以下	収入金額×40% -10万円
360万円超660万円以下	収入金額×20% +54万円	180万円超360万円以下	収入金額×30% +8万円
660万円超1,000万円以下	収入金額×10% +120万円	360万円超660万円以下	収入金額×20% +44万円
1,000万円超	220万円	660万円超850万円以下	収入金額×10% +110万円
		850万円超	195万円

※給与収入と公的年金等の収入がどちらもある方で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合は給与所得の金額から次の計算式により計算した金額を控除します。

給与所得控除後の給与等の金額
(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

公的年金等控除額の一覧表

変更前			変更後			
年齢	公的年金等収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		制限なし	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
65歳以上	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円	
	330万円超410万円以下	(B)×25%+37.5万円	(B)×25%+27.5万円	(B)×25%+17.5万円	(B)×25%+7.5万円	
	410万円超770万円以下	(B)×15%+78.5万円	(B)×15%+68.5万円	(B)×15%+58.5万円	(B)×15%+48.5万円	
	770万円超	(B)×5%+155.5万円	(B)×5%+145.5万円	(B)×5%+135.5万円	(B)×5%+125.5万円	
	-	-	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
65歳未満	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円	
	130万円超410万円以下	(B)×25%+37.5万円	(B)×25%+27.5万円	(B)×25%+17.5万円	(B)×25%+7.5万円	
	410万円超770万円以下	(B)×15%+78.5万円	(B)×15%+68.5万円	(B)×15%+58.5万円	(B)×15%+48.5万円	
	770万円超	(B)×5%+155.5万円	(B)×5%+145.5万円	(B)×5%+135.5万円	(B)×5%+125.5万円	
	-	-	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

③ 所得税額調整控除の創設
給与収入が850万円を超える
と増税になることを受け、介護
や子育て世代の負担が増えない
よう新たに「所得金額調整控除」
ができました。

● 条件

- ・給与収入が850万円を超える。
- ・次のいずれかに該当する。
- (1) 本人が特別障害者である。
- (2) 23歳未満の扶養親族がいる。
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる。

● 計算式

控除額 = 給与等の収入金額(年収)
- 850万円 × 10%

※年収が1000万円を越える場合は、年収を1000万円で計算

④ 基礎控除額の増額

①および②による一律10万円の控除額引き下げに伴い基礎控除が10万円増額されます。ただし、年収が一定以上ある方は、段階的に基礎控除額が減少します。

基礎控除額一覧表

⑤ 配偶者控除・扶養親族等の合計所得金額の要件見直し
 ① および②により所得額が増加するため同一生計配偶者等の対象要件が変更されます。

変更前		変更後	
前年の合計所得金額	控除額	前年の合計所得金額	控除額
制限なし	33万円(38万円)	2,400万円以下	43万円(48万円)
※()内は所得税の場合		2,400万円超2,450万円以下	29万円(32万円)
		2,450万円超2,500万円以下	15万円(16万円)
		2,500万円超	0円(0円)
		※()内は所得税の場合	

配偶者控除・扶養親族等の合計所得金額の要件見直し

変更前		変更後	
控除等内容	要件(合計所得金額)	控除等内容	要件(合計所得金額)
配偶者控除及び扶養控除	38万円以下	配偶者控除及び扶養控除	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下	配偶者特別控除	48万円超133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	勤労学生控除	75万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置	125万円以下	障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置	135万円以下
均等割非課税基準	28万円×(本人+扶養者数※1)+16.8万円※2以下の者	均等割非課税基準	28万円×(本人+扶養者数※1)+16.8万円※2+10万円以下の者
所得割非課税基準	35万円×(本人+扶養者数※1)+32万円※2以下の者	所得割非課税基準	35万円×(本人+扶養者数※1)+32万円※2+10万円以下の者

※1 扶養者数は同一生計配偶者及び扶養親族数
 ※2 扶養者数が1以上の場合に加算される額

⑥ ひとり親控除の創設および寡婦(寡夫)控除の見直し
 ひとり親(現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方)のうち次の条件を満たす方に「ひとり親控除」として、35万円の所得控除ができました。

● 条件
 ・ 生計を一にする子(他に扶養されている方を除き、総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計が48万円以下の方)がいる。
 ・ 合計所得が500万円以下である。
 ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない。
 ・ また、ひとり親控除創設に伴い今までの寡婦(寡夫)控除が見直されました。

⑦ 青色申告特別控除が65万円から55万円に減額されます。ただし、e-Taxによる電子申告または電子帳簿保存を行うことにより引き続き65万円の控除を受けられます。

なお、10万円の青色申告特別控除の改正はありません。

● 問合せ先
 総務部税務課

ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除見直し

		変更前				変更後					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親	
本人が女性	配偶関係	合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円以下	
扶養親族	有	子	30万円(35万円)	26万円(27万円)	30万円(35万円)	26万円(27万円)	30万円(35万円)	—	30万円(35万円)	—	30万円(35万円)
	有	子以外	26万円(27万円)	26万円(27万円)	26万円(27万円)	26万円(27万円)	26万円(27万円)	—	26万円(27万円)	—	—
	無		26万円(27万円)	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	配偶関係	合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円以下	
	有	子	26万円(27万円)	—	26万円(27万円)	—	—	—	—	—	
	有	子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	
扶養親族	無		—	—	—	—	—	—	—	—	